

## ○山形県司法書士会司法書士総合相談センター運営規程

### (趣 旨)

**第1条** この規程は、山形県司法書士会総合相談センター設置規則（以下「設置規則」という。）第19条の規定に基づき、本センターの運営その他設置規則の施行に際し、必要な事項を定める。

### (目 的)

**第2条** この規程は、設置規則に規定する本センターの事業、相談員名簿の取扱い等の細目を定めることにより、相談事業その他の業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (用 語)

**第3条** この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、設置規則において使用する用語の例による。

### (相談事業の種類及び内容)

**第4条** 本センターが行う相談事業の種類と内容は、次のとおりとする。

- (1) 常設相談 毎月1回以上定期的に開催する相談会であり、面談、電話の方法により行うもの
- (2) 臨時相談 適時に実施する相談会及び相談者の要請により実施する個別相談であり、面談、電話などの方法により行うもの

### (相談料)

**第5条** 前条1号の相談及び2号の適時に実施する相談会は、無料とする。

- 2 前条2号の個別相談は、相談1回（1時間あたり）5,000円（税抜き）とする。

### (相談票の作成)

**第6条** 相談事業及び受託相談事業における相談員は、相談及び回答の要旨等を記載した相談票を作成しなければならない。

- 2 前項の相談票は、以下の場合にのみこれを使用し又は第三者に閲覧させることができる。
  - (1) 本会への報告のための相談事例の調査集計をする場合
  - (2) 相談者の希望により当該相談事件を受任する会員に相談内容を通知する場合
  - (3) 相談過誤により発生した事故の調査等の正当な理由がある場合

### (相談員日当)

**第7条** 本センターは、本センターの事業における相談員に対し、日当を支払うことができる。

2 前項に規定する日当の額は、相談会の開催時間等を勘案して本センターが定めるものとする。

**(常設相談所の開設)**

**第8条** 第4条第1号により行う常設相談のため、次の地に常設相談所を開設する。

- (1) 山形市
- (2) 寒河江市
- (3) 東根市

2 本センターは、特定の月において、会場その他の事情により常設相談所の開設に支障がある場合、本会常任理事会の承認を受けることにより、常設相談所の全部又は一部を当該月において休業とすることができる。

**(相談会の情報登録申請)**

**第9条** 本会関係機関等が開催する相談事業について、設置規則第3条第3号により提供される情報として、本センターに対し情報登録申請をすることができる。

2 前項により情報登録申請できる相談事業は、相談員が相談員名簿に登載されている者のみで構成されていることを要する。

3 第1項の情報登録事項は次のとおりとする。

- (1) 主催者に関する情報
- (2) 開催日時・場所に関する情報
- (3) 相談対応可能業務に関する情報
- (4) 相談料に関する情報
- (5) 相談員に関する情報
- (6) その他本センターが特に必要と認めた事項

4 本センターは、第1項による情報登録申請がなされた時は、すみやかにその登録の可否を決定し、登録申請者にその決定の内容を通知するものとする。

**(相談員名簿登載事項)**

**第11条** 本センターが備え置く相談員名簿の登載事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属支部名
- (2) 氏名
- (3) 登録番号
- (4) 事務所所在地、電話番号・FAX番号
- (5) 司法書士法第3条第2項の認定の有無

- (6) 相談可能な事件の種類
- (7) 日本司法支援センターの民事法律扶助契約の有無
- (8) その他理事会において特に必要と認めた事項

**(相談員名簿への登載申請)**

**第12条** 相談員名簿への登載申請者は（以下、「申請者」という。）は、本センターに対して、所定の事項を記載した相談員名簿登載申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

**(登載申請の審査)**

**第13条** 本センターは、前条により申請書が提出されたときは、その申請者が設置規則及びこの規程に規定する要件を満たしているかどうかを遅滞なく審査しなければならない。

- 2 センター長は、申請者に対して、前項の審査結果を書面により通知しなければならない。この場合において、相談員名簿への登載を拒否する結果を通知する場合は、当該書面にその理由を付記しなければならない。

**(報告事項)**

**第14条** センター長は、本会に対し、各々の相談事業終了後速やかに次の事項を報告しなければならない。

- (1) 相談員の氏名
  - (2) 相談者数
  - (3) 相談件数及び相談項目
  - (4) 相談員が受任した相談案件の概要と相談員名
- 2 センター長は、次の事由が生じた場合には速やかに本会へ報告しなければならない
    - (1) 本センターまたは相談員に対する苦情その他紛議が生じた場合
    - (2) 本センターの運営に関して重要な変更が生じた場合
  - 3 センター長は、前3項の報告のほか、本会から求められた事項について速やかに報告しなければならない。

**(規程の改廃)**

**第15条** この規程の改廃は理事会の決議による。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、平成18年3月18日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、改正司法書士会会則の認可の日（平成24年1月23日）から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、第76回定時総会において上程される設置規則一部改正案が承認されることを条件に、平成28年5月27日から施行する。